

巻 頭 言

男女共同参画社会基本法と子育て

愛知県小児科医会 副会長
津村 治男

成育医療等基本法は超党派の国会議員からなる「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」の活動により、早ければ今秋の臨時国会にでも成立する方向にある。この会報が皆さんの手元に届く頃かもしれません。朗報を期待しています。

さて、同じ基本法と名の付く法律はそう多くはないですが男女共同参画社会基本法というものがある。今から19年前、1999年（平成11年）に施行されている。この法律は、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指したものである。その第二条で男女共同参画社会の形成とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されている。

今年の8月19日に開催された第54回中部日本小児科学会で、男女共同参画委員会シンポジウム「男性からみた男女共同参画」がおこなわれた。

4題の講演があり、女性医師が出産、子育てで休職から職場復帰するまでの期間、休職中の職場のサポートをどうするか、復職に際しては休職中のブランクに対する不安の解消方法、復職後の子育ての問題等の話題が事例報告として提供された。女性医師は小児科にとって大きな資源、貴重な戦力であり、取り組みの成果もあるが苦労も多いように感じた。一般社会においても、女性が子育てをしながらも働きたいと思える、そして働き続けることの出来る社会の形成を目指さなくてはならない。

ところで、男は仕事、家事と育児は女性といったような昔からの「男女の固定的な役割意識」は、基本法第四条で男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあるとされた。男も女も働き、家

事と育児も男女で協力して行なっていく社会が、国際的にもまた、とくに今の日本の少子高齢化の現状からみても必要なことなのであろう。

同第六条には、「家庭生活における活動と他の活動の両立」が掲げられており、社会の支援の下に、家族は男女を問わず子の養育、家族の介護などを協力して行なうとともに、仕事とも両立できる社会を目指すといった主旨のことが書かれてある。

少子高齢化により、労働人口の減少が進み人手不足は深刻となり、家庭では高齢者の在宅介護への負担が増してくるはずである。上述の第六条はそのことも念頭に記されているのであろう。そのような中で子どもの視点に立った健全な子育ての環境づくりは益々と重要になってくると思う。

保育所の待機児童問題は、保育士確保等のハードルはあるが、自治体はとにかく施設を増やして解決しようとしている。園児が病気になったときは病児保育に預けられるようにそちらの拡充にも力が注がれている。とくに共働きの親にとっては重要な問題である。だが、では子育てにおける家庭の役割はどうであろうか。平日に、寝ている時間を除くと親が子どもと接することのできる時間はずいぶん少ないと思う。それを補うには休暇を多く取る慣習も必要であろう。それが可能となる環境作りと社会の理解が大切である。

一時カギっ子という言葉が流行った。小児科外来でも首からカギをぶら下げて診察に来る子がいたり、咳が出るとか頭が痛いと言っているとかで小学生の子を一人で行かせますと電話をかけてくる親もたまにいます。欧米では、11～12歳くらいまでの子どもは一人にしてはいけないと法律などで決められており違反すると罰せられる国も多いと聞く。そのようなところではベビーシッターが活躍しているようである。駐車場の車の中に子ども一人置いての熱中症なんてあり得ない。社会も親も子を思う意識を変えていかななくてはならない。

日本の少子高齢化、これは私が今ただ感じているだけのことであるかもしれないが、あと10年もすると更にとてつもなく大きな問題となるような不安がよぎる。子どものことが後回しにならないように祈るばかりである。

こんな時、念願の成育医療等基本法が成立すれば、そこからいろいろな施策が立案・実施されていくと思う。そのためには前もって多くの小児科医の協力も必要である。その結果今の不安が払拭されていくのであれば大変喜ばしいことである。